

◎ 各内容に関する基準等の詳細については、該当する基準及び通知等をご確認ください。

1. 計画の作成

<p>① 訪問介護計画を変更しないまま、計画上身体介護20分未満となっている利用者についてサービス提供時間を延長し、身体介護20分以上30分未満として請求している事例があった。 訪問介護の所要時間については、実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた時間とし、所要時間の変更が必要な場合は、担当介護支援専門員と連携し、訪問介護計画の変更を行い、利用者又は家族の同意を得ること。 現在、訪問介護計画と実際の訪問介護の所要時間が異なっている利用者については早急に訪問介護計画を適切に変更すること。</p>	<p>【訪問介護】 居宅算定基準別表1注1、居宅・支援算定留意事項第2の2(4)、居宅条例第25条第5項</p>
<p>② 利用者の心身の状況等の把握を行っていないとのことであった。訪問介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。また、それらを踏まえ、訪問介護計画の作成を行う必要があることから、適切に実施すること。</p>	<p>【訪問介護】 居宅条例第14条、第25条第1項</p>
<p>③ 計画の実施状況の把握（モニタリング）の記録が確認できなかった。福祉用具の点検のみではなく、利用状況や利用者の状態の変化等についても、居宅サービス計画の短期目標の期間に合わせるなど定期的にモニタリングとして記録すること。また、その内容について、担当する介護支援専門員等に情報提供を行う必要があることに留意すること。</p>	<p>【(介護予防)福祉用具貸与】 居宅条例第245条第5項／ 予防条例第219条第5項、第6項</p>
<p>④ (介護予防)福祉用具貸与計画書の作成が確認できない事例があった。利用者の自立支援に資するように計画的なサービス提供が必要であり、利用者に当該計画について交付し、説明を行い、及び同意を得ておく義務があることから、計画の作成ほか、運営基準を遵守すること。なお、利用者を担当する介護支援専門員等に対しても当該計画を交付しなければならないことに留意すること。</p>	<p>【(介護予防)福祉用具貸与】 居宅条例第245条第1項、居宅予防基準解釈第3の十一3(3)⑥／ 予防条例第219条第1項、居宅予防基準解釈第4の三9(3)</p>

2. 介護報酬

(1) 軽度者への福祉用具貸与

<p>① 要介護1の利用者に対して、車いす貸与費及び体位変換器貸与費の受給があったが、これら福祉用具に対する居宅サービス計画及び福祉用具貸与計画が確認できず、また、当該利用者がこれらの福祉用具が貸与可能である根拠が確認できない事例があった。適正な福祉用具貸与費の受給のためには、利用者が貸与可能である根拠となる認定調査票の情報又は市長寿社会課の承認済みの居宅サービス計画書をもとに福祉用具貸与計画を作成する必要がある。</p>	<p>居宅算定基準別表の11注4・利用者等告示第31号、居宅・支援算定留意事項第2の9(2)／ 予防算定基準別表の9注4・利用者等告示第31号(第88号委任)、予防算定留意事項第2の10(2)</p>
---	--

(2) 退院・退所加算

<p>② 加算(I)ロの算定要件にある病院又は診療所におけるカンファレンスに該当せず、加算(I)ロを算定できないものがあった。 退院・退所加算の算定要件にある病院又は診療所におけるカンファレンスは、「診療報酬の算定方法(H20厚労省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3」の要件を満たす必要がある。</p>	<p>居宅支援算定基準別表のへ、大臣基準告示第85号の2、居宅・支援算定留意事項第3の14</p>
---	---

(3) 運営基準減算

- | | |
|---|--|
| <p>③ 居宅サービス計画について訪問介護等を位置付けた割合及びそのうち同一事業者がサービスを提供する者の割合について、サービス提供を開始する際に、説明を行い理解を得なければならないとされているが、説明を行っていないとのことであった。説明を行い、理解したことについて必ず利用者から署名を得ること。なお、この説明を行っていない場合は運営基準減算に該当する。</p> | <p>居宅支援条例第6条第2項、基準解釈第2の3(2)、居宅支援算定基準別表注3、大臣基準告示第82条、H12老企36(1)</p> |
|---|--|

3. 人員基準

- | | |
|--|--|
| <p>① 看護職員の配置が常勤換算2.5を満たさない月があった。基準に則り、常勤換算2.5以上の看護職員を配置すること。</p> | <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域条例第6条第1項第4号イ</p> |
| <p>② オペレーターが配置されていない時間帯が多数あった。配置していない時間帯については待機していたとのことであったが、オペレーターは提供時間帯（24時間）を通じて配置する必要があることから、待機やオンコール体制ではなく、適切に配置すること。</p> | <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域条例第6条第1項第1号</p> |
| <p>③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていない時間帯が多数あった。随時訪問サービスを行う訪問介護員等は提供時間帯（24時間）を通じて配置する必要があることから、待機やオンコール体制ではなく、適切に配置すること。</p> | <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域条例第6条第6項</p> |

4. 記録の整備等

- | | |
|---|---|
| <p>① サービス提供票では、実績ありとなっているサービスについて、サービス実施記録が確認できない事例があった。また、サービス提供票とサービス実施記録とで提供日が異なる事例があった。サービスの提供に関する記録は正確に作成すること。</p> | <p>【訪問介護】
居宅算定基準別表1注1、居宅条例第43条第2項</p> |
| <p>② 貸与する福祉用具について、カタログから複数を利用者に提示したうえで、選定したことについて、記録等で確認できなかった。利用者に対して複数の福祉用具に関する情報提供をしたうえで、福祉用具を選定することが分かるように、選定した福祉用具及びその選定理由、並びにその他に提示した福祉用具についても提示理由を含めて記録しておくこと。</p> | <p>【(介護予防)福祉用具貸与】
居宅条例第244条第6号,第251条第2項第2号、居宅予防基準解釈第3の十一3(3)5/ 予防条例第218条第7号,第215条第2項第1号、居宅予防基準解釈第4の三9(2)④</p> |

5. 内容及び手続の説明及び同意

- | | |
|--|--|
| <p>① 重要事項についての利用者又は家族の同意を確認出来なかった。重要事項説明書で説明はしているが、署名等は得ていないとのことであった。指定訪問介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等）を記した文書を交付して説明を行い、同意を文書で得ること。</p> | <p>【訪問介護】
居宅条例第9条第1項、居宅予防基準解釈第3—3(2)</p> |
|--|--|

<p>② 平成30年4月以降に契約した利用者について、「複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」及び「居宅サービス計画に位置付けた事業者の選定理由の説明を求めることができること」について、利用者に文書を交付せず、説明していない事例があった。また、令和3年4月以降に契約した利用者について、「前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合」等について、利用者に文書を交付せず、説明していない事例があった。</p> <p>他にも説明を行っていない利用者がいないか自己点検を行い、速やかに文書を交付して説明を行い、当該説明を理解したことについて利用者から署名を得ること。</p>	<p>【居宅介護支援】 居宅支援条例第6条第2項、居宅支援基準解釈第2の3(2)、居宅支援算定基準注3、居宅・支援算定留意事項第3の6</p>
---	---

6. 衛生管理等

<p>① 福祉用具の消毒を委託により他の事業者に行わせているが、契約内容が確認できない事例があった。また当該事業者の業務の実施状況が定期的に確認されていなかった。消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該委託等の内容において、適切な方法により行われることを担保しなければならない。また、業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならないため、必要な措置を講ずること。</p>	<p>居宅条例第249条第3項、第4項／ 予防条例第213条第3項、第4項、 居宅予防基準解釈第3の十一3(7) ②③</p>
--	---

7. 掲示及び目録の備え付け

<p>① 運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示がなかったため、掲示すること。なお、上記を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる方法でも差し支えない。</p>	<p>【(介護予防)福祉用具貸与】 居宅条例第250条／ 予防条例第214条</p>
--	--

◎ 各内容に関する基準等の詳細については、該当する基準及び通知等をご確認ください。

1. 内容及び手続の説明及び同意 [法改正部分の更新漏れ、誤記等]

2. 運営規程 [法改正部分の更新漏れ、誤記等]

3. 具体的取扱方針

(1) 居宅介護支援を除く

- | | |
|--|---|
| <p>① 貸与する福祉用具について、カタログから複数を利用者に提示して、選定した福祉用具についてのみ記録しているとのことであった。利用者に対して複数の福祉用具に関する情報を提供したことが分かるように、選定した福祉用具だけの記載ではなく、その他に提示した福祉用具についても提示理由を含めて記載し、記録しておくこと。</p> | <p>【(介護予防)福祉用具貸与】
居宅条例第244条第6号、第251条第2項／ 予防条例第218条第7号、第215条第2項、居宅予防基準解釈第3の十一3(3)⑤</p> |
|--|---|

(2) 居宅介護支援 (条例第15条)

① サービス担当者会議・福祉用具貸与 (第9・25号)

- | | |
|---|--|
| <p>① 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けているが、サービス担当者会議に福祉用具貸与事業所の出席がなく、担当者への照会及びその結果の記録がない事例があった。また、サービス担当者会議録や支援経過記録に当該福祉用具貸与の導入の経緯及び妥当性についての記載がない事例もあった。居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、サービス担当者会議や福祉用具貸与事業所の担当者への照会等により、その利用の妥当性を検討し、継続する場合は必要性について検証する必要がある。また、これらの検討内容について記録すること。</p> | <p>【居宅介護支援】
居宅支援条例第15条第9号、第25号、第31条第2項</p> |
|---|--|

② 個別サービス計画の提出依頼 (第12号)

- | | |
|---|--|
| <p>① 福祉用具貸与計画などの個別計画を受領していない事例があった。居宅サービス計画書に位置付けたサービスの担当者に対して個別サービス計画の提出依頼を行い保管すること。
なお、提出がなかった場合は、依頼したことの記録を残すこと。</p> | <p>【居宅介護支援】
居宅支援条例第15条第12号、第31条第2項</p> |
|---|--|

③ 計画変更に係る専門的意見の聴取・主治医等の意見等 (第16・21号)

- | | |
|--|---|
| <p>① 居宅サービス計画を変更し、訪問看護を追加してサービス提供があったが、当該サービス提供が訪問看護指示書の対象期間より前である事例があった。訪問看護指示書の対象期間外の訪問看護サービスは算定できないことから、適切な計画作成となるよう、主治医等の意見の確認及びサービス事業所との連携を確実に行うこと。</p> | <p>【居宅介護支援】
居宅支援条例第15条第16号、第21号</p> |
|--|---|

④ 主治医等への交付 (第22号)

- | | |
|--|--|
| <p>① 医療系サービスを位置付けた居宅サービス計画書を、主治医等へ交付していないとのことであった。利用者の自立支援に資するよう、医療と介護の連携によりサービス提供を計画に位置付け、連絡調整を行い、協働で取組む一環であることから、サービスに係る主治医等に居宅サービス計画書を交付し、記録しておくこと。</p> | <p>【居宅介護支援】
居宅支援条例第15条第22号、第31条第2項</p> |
|--|--|

4. 記録の整備等

① 看護師等の健康診断の結果が確認できなかった。健康診断個人票を5年間保存すること。	【(介護予防)訪問看護】 労働安全衛生法第66条の3、労働安全衛生規則第51条、居宅条例第81条第1項/ 予防条例第54条第1項
② 居宅サービス計画と異なる訪問介護サービスを行ったものについて、居宅介護支援事業者への連絡等の確認ができなかった。やむを得ず、居宅サービス計画と異なるサービス提供を行う場合は、その経緯や事情について、居宅介護支援事業者に連絡を行うなど、密接な連携に努めること。また、その記録も残しておくこと。	【訪問介護】 居宅条例第15条第1項、第43条
③ 居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があるが、サービス担当者会議に担当者の出席がなく、居宅サービス計画の原案に対する意見の聴取が確認できない事例があった。事前に利用者宅において福祉用具貸与事業者の意見を聞いていたとのことであるが、居宅サービス計画の原案の内容についてサービス担当者から意見を求めたことを明確にするため、計画の作成手順に留意し、当該担当者がやむを得ず欠席する場合は具体的にその理由や当該担当者からの意見について記録を残すこと。	【居宅介護支援】 居宅支援条例第15条第9号、第31条第2項

5. 勤務体制の確保等

① 出勤簿、勤務表、予定表の整合性が取れておらず、訪問介護員等について、常勤換算2.5以上の配置ができているか確認できなかった。勤務体制の管理方法を適正に整備し、基準を満たすよう配置すること。また、管理者について出勤状況の記録がなく、人員基準を満たしているか確認できなかった。管理者についても、他の職員同様に出勤簿等で勤務実態を明らかにすること。	【訪問介護】 居宅条例第32条
② 提出された勤務形態一覧表において、宿直者が確認できなかった。宿泊サービスの利用者がいないため、夜勤者が訪問サービスに対応しているとのことであったが、夜勤者が不在の日があり、訪問サービスに24時間対応していることが確認できなかった。適切な人員配置を行い、勤務表に記載すること。	【(介護予防)小規模多機能型居宅介護】 地域条例 第59条の13(第108条準用)/ 地域予防条例第28条(第65条準用)

6. 計画の作成

① 訪問看護計画書を作成した際に利用者に交付したことが確認できなかった。交付を行い、そのことが分かるように記録すること。	【訪問看護】 居宅条例第77条第4項
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、目標の期間の開始時の説明及び利用者の同意が確認できない事例があった。当該計画に位置付けた目標の期間におけるサービスに関する説明及び利用者の同意を得たうえで、サービス提供を行う必要があることから、事前に当該目標の期間の計画について説明を行ない、利用者の同意を得ておくこと。	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 地域条例第26条第6項

7. 介護報酬

(1) 総合マネジメント体制強化加算

- ① 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他関係施設に対し、事業所が提供できる具体的な内容に関する情報提供を行っていることが確認できなかった。情報提供を行っているとのことであったが、地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、事業所において提供できる具体的なサービスの内容について日常的に情報提供を行い、記録を残すこと。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域算定基準別表のホ、大臣基準告示第46号、地域算定留意事項第2の2(13)②ロ

(2) サービス提供体制強化加算

- ① 従業者ごとの研修計画について、個別具体的な研修の目標が設定されていなかった。地域算定留意事項において、研修計画には、「個別具体的な研修の目標」、「内容」、「研修期間」及び「実施時期」等を定めることとなっているため、個人ごとの目標を定め、記載すること。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域算定基準別表の1チ、大臣基準告示第47号、地域算定留意事項第2の2(16)①

(3) 訪問介護員等2人による場合の加算

- ① 同時に2人の訪問介護員等による訪問介護を提供することとなったものの、訪問介護計画を変更していなかった。このため、2人の訪問介護員等による場合の算定の根拠が確認できなかった。提供する訪問介護を変更する場合は、居宅サービス計画とともに訪問介護計画を変更し、2人の訪問介護員等による訪問介護を提供する理由を記載すること。

【訪問介護】
居宅条例第25条第2項、同第6項、居宅算定基準別表の1注6、利用者等告示第3号

8. 秘密保持

- ① 秘密保持等に関する誓約について、3名分が確認できなかった。事業者は、過去従業者であった者も含む従業者に対し、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないことから、適切に対応すること。

【(介護予防)福祉用具貸与】
【特定(介護予防)福祉用具販売】
居宅条例第35条第1項(第252条、第265条準用)／予防条例第30条第1項(第216条、第230条準用)

9. 人員基準

- ① 看護職員を常勤換算2.5以上配置していることが確認できない月があった。看護職員としての勤務時間を明確にし、常勤換算2.5を満たすように配置すること。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
地域条例第6条第1項第4号

◎ 根拠条項を示している部分で使用している略称は次のとおりです。

略称	名称	制定年月日 種別・番号
法	介護保険法	平成9年12月17日法律第123号
居宅条例	佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成31年3月20日条例第30号
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成12年2月10日厚生省告示第19号
予防算定基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年3月14日厚生労働省告示第127号
居宅予防基準解釈	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	平成11年9月17日老企第25号通知
居宅支援算定基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	平成12年2月10日厚生省告示第20号
基準解釈	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について	平成11年7月29日老企第22号通知
居宅・支援算定留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年3月1日老企第36号通知
H12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年3月1日老企第36号通知
居宅・施設算定留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年3月8日老企第40号通知
地域条例	佐世保市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	平成24年12月19日条例第71号
地域算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年3月14日厚生労働省告示第126号
地域予防条例	佐世保市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	平成24年12月19日条例第72号
地域算定留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号通知
予防算定留意事項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号通知
利用者等告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	平成27年3月23日厚生労働省告示第94号
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準	平成27年3月23日厚生労働省告示第95号